

事 務 連 絡
令和4年7月14日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会

リフィル処方箋の調剤に関する確認資料提供について

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和4年度調剤報酬改定では、症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋のしくみが設けられました。その後、時間経過とともに、保険医療機関の保険医が症状の安定している患者にリフィル処方箋を交付する機会の増加傾向が見受けられ、会員薬局においても当該処方箋の応需機会が増えてきているようです。

当会では、会員薬局の保険薬剤師がリフィル処方箋応需の際の留意事項を確認し、適切な調剤応需に対処できるよう、診療報酬の算定方法並びに実施に伴う留意事項及び取扱いに係る疑義解釈資料から、リフィル処方箋の調剤に関する確認資料を別添のとおり作成いたしました。

ご高承のこととは存じますが、貴地区会員薬局にご案内いただき、リフィル処方箋応需の際の確認に活用願います。